契約書

宮崎県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。) 及び〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)とは県立延岡病院患者用レンタルテレビ 等(以下「機器」という。)の設置運営について、次のとおり契約を締結する。

(対象機器及び設置場所)

第１条 乙は、丙の所有する機器を賃借し、甲の施設内に設置する。

２ 乙が設置運営する機器及び設置場所は、別表１のとおりとする。

(契約期間)

第２条 契約期間は、令和7年４月１日から令和12年３月３１日とする。

(契約保証金)

第３条 契約保証金は、免除する。

(保守管理及び修理等)

第４条 甲又は機器の使用者は、機器の故障、破損、盗難及びその他異常を発見したときは、乙に通知する。

２ 乙は前項による通知があったときは、直ちに処理するものとする。また直ちに処理出来ていないと甲が判断した場合には、乙は早急にその処理を第３者に委託する等対策を 講じるものとする。

３ 天災又は不可抗力等による機器の破損等については、乙の負担とする。

４ 機器の保守管理及び修理等は、乙がその責を負うものとし、当該費用は乙の負担とする。

(費用負担)

第５条 乙は法令、規則等で定める使用料のほか、機器の運営に要する光熱水費等実費相当額を手数料として納入期限までに甲に対し納付すること。

２ ＮＨＫテレビ受信料及びケーブルテレビ等の視聴料は乙の負担とする。

３ 機器の設置並びに撤去に要する費用は、乙の負担とする。

４ その他この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(機器の利用代金等)

第６条 機器の利用には、乙が販売する１,０００円のプリペイトを使用することとし、利用できる時間及び回数は別表２のとおりとする。

２ 機器の利用代金の回収は、月に１回以上乙又は乙が指定する者が行うものとする。(機器の所有権)

第７条 機器の所有権は丙に属し、甲及び乙は善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

(設置場所の変更)

第８条 甲は、第１条の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第９条 甲、乙は、本契約遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、この契約を解除することができる。

1. 乙がこの契約に違反したとき。
2. 乙がこの契約並びに仕様書を履行する見込みがないと認められるとき。

２ 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損失については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約並びに仕様書に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第12条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約並びに仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(消費税)

第13条 本契約に定める各金額のうち消費税相当額については、消費税率の変動があった場合は変動後の消費税率を基に連動することとし、消費税の変更又は視聴時間及び使用時間で調整する。

(その他)

第14条 この契約に定める事項以外については、別添仕様書に定めるとおりとする。

この契約の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自１通を有するものとする。

令和７年４月１日

甲 宮崎県

宮崎県立延岡病院

院 長 山口　哲朗

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

別表１

対象機器及び設置場所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象機器 | 数量 | 設置場所 | 特記事項 |
| カードタイマー式地デジＢＳ対応液晶テレビ付き床頭台 | ３６４台 | 病室 | 甲が指定した場所 |
| カードタイマー式衣類乾燥機全自動洗濯機 | １７台 | 院内 | 甲が指定した場所 |
| カード販売機 | ７台 | 院内 | 甲が指定した場所 |
| カード精算機 | １台 | 院内 | 甲が指定した場所 |
|  |

別表２

機器の利用代金等

|  |
| --- |
|  |
| 機器種類 | 利用代金等 |  |
| テレビ | １,０００円のプリペイドカードで〇〇時間 |
| 洗濯機 | １,０００円のプリペイドカードで〇回(１回につき１００円) |
| 乾燥機 | １,０００円のプリペイドカードで〇回(１回(２０分)につき１００円) |